

【重要】就活の不安につけ込む「セミナーへの勧誘」などに注意

就職活動中の不安につけ込み、学生が就活セミナーへ勧誘されたり、就活塾や就活対策に役立つとうたったビジネス教材などを契約させられたりするトラブルが増加しています。

学生の皆さん、被害に遭わないよう気を付けてください。万が一、被害に遭った場合は、ひとりで悩まず、すぐに、消費生活センターまたは学生支援課学生担当に、相談してください（下記参照）。

【主な事例】

- 路上アンケートがきっかけで誘われた無料セミナーで就活塾の契約を迫られた。
- 就活の不安をあおられ、就活セミナーに契約したが、役に立つ内容ではなかった。
- インターネットで就活塾に申し込み（約 30 万円）、受講したが大学からの情報と大差なく解約したい。
- SNS の就活支援アカウントで知り合った大学 OB にビジネス教材の購入（約 32 万円）を勧められた。
- アルバイト先の先輩に就活の相談をしたら、就活対策として投資セミナーを勧誘された。

※ 詳しくは、「独立行政法人国民生活センター報道発表資料」参照

URL http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200716_2.html

【トラブルに遭わないために】

○路上等でアンケートを求められても、答えない、個人情報には絶対に伝えない。

しつこくセミナー等への勧誘の電話やメールがくる可能性があります。

○たとえ、先輩や友人から勧誘されても、怪しいと思ったらハッキリ断る。

断りづらいと思っても、曖昧な返事はせず、ハッキリと断りましょう。

○契約を迫られても、クレジットでの高額決済や借金をしない。

お金がないと相手に伝えても、カード払いや借金を勧められるケースがあります。

【トラブルに遭ったら】

契約したとしても、クーリング・オフや契約の取消などができる場合があります。

ひとりで悩まず、次のとおり「消費者ホットライン（消費生活センター）」または学生支援課学生担当へ、すぐに連絡してください。

○消費者ホットライン：電話「188」（全国共通）

○学生支援課学生担当：平日 8：45～17：00（授業期間外：15：00まで）